

令和3年度 第3回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年6月25日(金) 午後4時00分～午後5時00分						
招集の場所	役場本庁3階 大会議室						
出席委員 14名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出	
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出	
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出	
	欠席委員 0名	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
		5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
		6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7		山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	1	和喜田 重則		2	孝野 覚也		
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 3名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名		
	推進委員	山本 洋文		推進委員	山平 重治郎		
	推進委員	小川 博之					
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子		
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>						

令和3年度第3回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和3年度愛南町農業委員会第3回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は14名中14名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に1番、和喜田 重則委員と2番、孝野 覚也委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号4番、正木、地目・面積は田・2,063 m ² で3条地上権でございます。 本申請は、営農型太陽光発電事業に関する案件で、令和3年2月の定例会で20年間の3条使用貸借の許可を受けました農地の地上部分に、ソーラーパネルを設置することについての申請でございます。また、後ほどご説明いたします5条の一時転用許可申請に伴うものでございます。なお、本案件は、5条の一時転用許可と同じ期間にする必要がありますので、本案が可決された場合は、5条の一時転用が許可された日と同日で許可書を発行いたします。以下、受付番号5番から19番までは受付番号4番と同様の営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。 受付番号5番、正木の2筆、地目・面積は田・1,593 m ² で3条地上権でございます。 受付番号6番、正木、地目・面積は田・972 m ² で3条地上権でございます。 受付番号7番、正木の2筆、地目・面積は田・1,440 m ² で3条地上権でございます。 受付番号8番、正木の2筆、地目・面積は田・1,261 m ² で3条地上権でご

ざいます。

受付番号 9 番、正木、地目・面積は田・1,278 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 10 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・1,315 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 11 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・2,144 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 12 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・1,042 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 13 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・598 m²、畑・950 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 14 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・1,408 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 15 番、正木、地目・面積は田・1,247 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 16 番、正木、地目・面積は田・1,204 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 17 番、正木、地目・面積は田・1,116 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 18 番、正木、地目・面積は田・1,386 m²で 3 条地上権でございます。

受付番号 19 番、正木、地目・面積は田・807 m²で 3 条地上権でございます。

ここまでの営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。

受付番号 20 番、御荘菊川の 5 筆、地目・面積は田・990 m²、畑・1,552 m²、3 条有償移転でございます。経営面積は、302.6aでございます。

受付番号 21 番、上大道の 10 筆、地目・面積は畑・10,847 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は、168.2aでございます。

以上 18 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。4 番から 19 番ですが、借受人が 3 社ございますが所在地が同一

<p>委員</p>	<p>のため一括してお願い致します。</p> <p>場所は、正木の小中学校から小高い山を登ったところにあります。だいぶ昔に小高い山を切り開いて田を作りポンプアップで稲を作っていたのですが、ポンプが壊れてから耕作する人がいなくなり、長い間荒れていました。7・8年前にミシマサイコを高知県の人がしたが、水がないと消毒・除草ができないということで断念し、今は荒れている場所です。2月の農業委員会に出ていたところの地上権です。のちに5条が出ます。今回この件に関して正木区長に相談をしました。太陽光発電施設設置について正木地区の考え方としてのマニュアルができています。抜粋して読みます。</p> <p>今回正木地区内において、設置の動きがある太陽光発電施設の設置については、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例及び同条例施行規則に基づき、地元地区として施設設置に異存がない場合は、同意書を発行する必要がある。ついては、この同意書の発行にあたって、地区としての基本的な考え方を示すとして、関係事業者が確認認識すべき条件として、確認指示書を示す。今回確認指示書として、隣接する土地の権利者の同意、設置により影響があると思われる周辺地域の住民の同意、雨水対策、とあります。隣接する土地の権利者の同意や設置により影響があると思われる周辺地域の住民の同意は、もらっています。そして、関係事業者から得た回答に基づき、地区役員会もしくは地区総会により協議し、異存がないと認められれば地区同意書を発行することとする。そして、関係事業者から提出された誓約書をもって、正式な事業実施が認められたこととする。さらに施設完成後、最終的な施設管理者との間に協定書を交わし・・・とあります。今回この施設管理者から誓約書も、もらっています。そして、地権者からは誓約書として、太陽光発電の施設が廃止した時もし業者がいなくなった時は、この地権者が撤去をするという誓約書ももらっています。ただこれは法的なしばりがないので、今「エコめがね」というのがありまして、事業者が太陽光の電気を売り上げた一部を別途積立して、もし業者が20年後にいなくなっても、この積立金で太陽光の廃棄をするような積立金制度ができています。そして、施設完成後、管理者との間で協定書を交わすこととなっているそうです。区長の話では、正木としてはここまで高いハードルを作っていて、ほかにここまでしている地区はないのではないかと、ということでした。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご</p>

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	もともと、この田の造成はどういう事業でしたのか。
事務局	この事業は、行政が絡んだ圃場整備でしていると思います。分筆も換地もできていますので、そこまでは行政が絡んでいると思います。以前はかなり下からポンプアップで水を汲み上げてということでしたが、ポンプの電気代等もかかります。町のほうでポンプが壊れたら直しているのですが、ここについては以前から申請もなく放置されていたのだと思います。
委員	町営ですか？
事務局	町営だと思います。地元の負担金をいただいて、工事をしたものだと思います。
委員	細かく分かれているのは何か意味があるのか。
事務局	今、産業経済省のほうが厳しい目で見られているみたいなのですが、担当課は環境衛生課ですが、お聞きしますと、今作っている条例の中で 500 m ² 未満であれば、町に対しての条例についての手続きはいらないということで、細かく分筆をしてくる業者がいるということはお聞きしています。その代わり、いろんな縛りがあるわけですが、国のほうも厳しい目線で見ているみたいです。結局は業者の考え方だとは思いますが、業者も手続き上、許可がいるものはあまり出たくないというところがあるみたいです。実際、町として心配しているのは、委員さんからも言われる土砂崩れなど。今回はもともと田んぼですので、ほとんど造成することがないところでの設置なので、それなりに対処ができるのだらうと思っています。現在業者によって許可性を持たないところを狙ってくるのを愛南町でも見受けられると聞いています。
委員	この案件は、道が非常に悪かったが直す予定は？
委員	現地は、auとソフトバンクのアンテナが建ってしまして、建てる時にauが自分たちで整備するということでした。この前行ったらなかなか四駆じゃないと行けなかったですが、多分、四駆の 2t ダンプなら入れると思います。資材については、土地の持ち主の方で、広域農道に行く道に山を持っている方がいて、

	<p>そこに一時的に置こうかとなっているようです。反対の広場も持ち主がいて仮置き場にし、そこからダンプで運ぶのだと思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>20 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所ですが、近くに公共の建物や目立った建造物はないのですが、国道を宇和島方面に走り、菊川の巖島神社の前を左に入る町道の沿線にあります。農地といえる状況のところは、見たところなく、山や竹やぶになっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局のほうで現地を確認しました。すぐにではないのですが、早めに切り開いて園地にしたいという聞き取りをしています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>21 番ですが、地元委員が欠席のため、事務局お願い致します。</p>
事務局	<p>場所は、譲受人が4月の定例会にて3条申請で譲り受けました農地の西側になります。譲受人が事業規模拡大のために、所有する農地に隣接している申請地を取得したいということで、今回の申請になりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>この譲受人は、2年間JAのファーマーサポート事業で農業を学んでいただいております。今年度からは、国のサポートする給付金年間150万円をいただきながら、新規で農業をやっていくということで、土地を増やしています。この荒廃農地ですが、河内晩柑等が植わっておりまして、そこまで山にはなっていないと思っております。そこを切り開きながら樹園地にしていくという目的を持っているみたいです。早々に手を付けていくと聞いています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号4番、御荘長洲、地目・面積は畑・177㎡でございます。転用目的は進入路・駐車場でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。4番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、国道から長洲園地のほうに入って、車で1分くらいのところですが。申請人は隣接地に住宅を2棟建てて2世帯で住んでいます。進入路が狭くて不便で、この申請地を進入路と駐車場として敷地を拡張したいということで、今</p>

	<p>回の申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号4番、正木の9筆、地目・面積は田・8,607㎡の内2.3㎡でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。</p> <p>なお、先程も3条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、令和3年2月の定例会で3条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この3条申請許可により、耕作権利者は〇〇となっております。本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は農用地区域内にある農地で農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われます。</p> <p>受付番号5番、正木の13筆、地目・面積は田・11,024㎡の内2.97㎡でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。</p> <p>なお、先程も3条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、令和3年2月の定例会で3条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この3条申請許可により、耕作権利者は〇〇</p>

となっております。本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は農用地域内にある農地、及び農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、農振農用地及び第 2 種農地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われま

す。受付番号 6 番、正木の 2 筆、地目・面積は田・2,193 m²の内 0.69 m²でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。

なお、先程も 3 条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、令和 3 年 2 月の定例会で 3 条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この 3 条申請許可により、耕作権利者は〇〇となっております。本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な単管や電柱の設備を設置することについての一時転用申請でございます。また、農地の区分は農用地域内にある農地で農振農用地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、農振農用地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われま

す。以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。4・5・6 番お願

委員

先ほどの 3 条地上権と同じ場所の 5 条申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願

委員	<p>3条の時の委員の説明で、太陽光に関しては20年後に原状回復する費用を積み立てているというのを伺いましたが、この場合、一時転用の業者と売電事業者との共同利用みたいな感じですが、契約するとき借り手が撤退した場合、途中で解約した場合の責任は誰にあるのか、という取り決めはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>営農をするほうなのか、発電をするほうなのか、ということですね。どちらかが辞めましたという場合に、どちらに責任があるのか、ですね。それについては、覚書を交わしております。その中に、甲(発電事業者)と甲の連帯保証人及び乙(営農者)は、条項を合意することとする。但し、甲が上記条項を履行しない場合は、甲の連帯保証人は甲に代わり発電施設及び植栽を撤去することとする。但し、乙は撤去費用は負担しないものとする。というのはあるのですが、途中で、というのは交わされていないです。この覚書は、添付資料としてあります。県のほうも確認しております。</p>
委員	<p>この3社から、地主への地代というか収入はどうなっているか。</p>
事務局	<p>実際には太陽光発電業者が払うということになっております。3条の許可申請のほうで出ています。1例として、年間10a45,000円です。個人との契約は20年間で交わしています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号2番、城辺乙、地目・面積は畑・417㎡でございます。場所は、城辺みしま荘から北東へ100mほど離れたあたりになります。</p>

	<p>受付番号 3 番、緑乙の 14 筆、地目・面積は田・2,701 m²、畑・798 m²でございます。場所は、左谷集会所から北へそれぞれ 40m、300m、600m、800 mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>今後の利用目的は？</p>
事務局	<p>2 番は、松山在住の方で、山林にして、こちらの親戚の方にお売りしたいと。3 番につきましては、税金対策ということをお聞きしています。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 69 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・1,051 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 70 番は再設定で、緑甲、地目・面積は畑・710 m²、使用貸借で</p>

	<p>生産物は果樹・野菜、期間は1年でございます。</p> <p>受付番号71番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,272㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。</p> <p>受付番号72番は新規で、増田、地目・面積は田・831㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号73番は再設定で、増田の2筆、地目・面積は田・3,518㎡、使用貸借で生産物はハウストマト、期間は10年でございます。</p> <p>以上5件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、72番は太田委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(太田委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>72番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員	<p>(太田委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>

議長(会長)

以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 河野 仁

議事録署名人 和喜田重則

議事録署名人 孝野寛也